

第13回烏山地域蘆花まつり 歌うま選手権審査委員会設置要綱

烏山地域蘆花まつり実行委員会

(目的及び設置)

第1条 第13回烏山地域蘆花まつりにて実施する「歌うま選手権」の歌唱審査を適正に行うことを目的として、歌うま選手権審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 歌うまに係る審査委員会は、あらかじめ審査に関する要領を定め、これに基づき審査するものとする。

(審査委員)

第3条 審査委員会は、音楽に精通した者2名と烏山地域蘆花まつり事務局員をもって充てる。

(庶務)

第4条 審査委員会に係る庶務は、烏山総合支所地域振興課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、烏山地域蘆花まつり実行委員会と協議し決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月25日から施行する。

2 この要領は、令和7年10月26日をもって廃止する。